

(参考) 緑資源機構関連予算について

緑資源機構については、「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」の中間とりまとめを踏まえ、平成19年度限りで廃止するとともに、緑資源幹線林道事業については地方公共団体の補助事業として実施。

水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業については、独立行政法人森林総合研究所において実施し、海外農業開発事業については、独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて実施することとし、これらの事業や円滑な承継に必要な経費を措置。

緑資源機構

19年度限りで組織廃止

緑資源幹線林道事業

独法事業としては廃止

※完了事業に係る債権債務等は、森林総合研究所が承継・管理

※ 地方公共団体の判断により必要な区間について実施できるよう、新たに「山のみち地域づくり交付金」等を創設するとともに、既設道を円滑に移管するために必要な経費等を措置

【山のみち地域づくり交付金等 7,000(0)百万円】

【幹線林道事業移行円滑化対策交付金 706(0)百万円】

水源林造成事業

事業の透明性、効率性を確保しつつ、森林総合研究所が実施

※ 公益的機能の高度かつ持続的な発揮を図るため、新規契約について長伐期、小面積分散伐採等の方法に見直すとともに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として間伐等を着実に推進

【28,824(29,701)百万円】

特定中山間保全整備事業

実施中の事業終了(25年度)で廃止

農林道等について必要な見直しを行い、森林総合研究所が実施

※ 計画の見直し、コスト縮減を図りつつ、事業効果の早期発現を推進

【3,187(2,587)百万円】

農用地総合整備事業

実施中の事業終了(24年度)で廃止

森林総合研究所が実施

※ 着実な事業終了に向け、適切に実施

【10,054(13,788)百万円】

海外農業開発事業

事業の効果的・効率的な実施を徹底しつつ、国際農林水産業研究センターが実施

※ 砂漠化防止等地球環境問題への対応に貢献するため、開発途上国の持続的な農業農村開発に資する調査を着実に実施

【国際農林水産業研究センター運営費交付金のうち 479(0)百万円】

(注)H19年度は海外農業開発調査費として494百万円を措置